

倉庫業における荷姿の物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	14～15	物流倉庫内で玉掛け作業の後、高さ約70cm程の建材製品の上から降りようと、しゃがんだ状態で右足を床に着いた際に右足首を捻挫した。	30～99	50
1	11～12	出張作業中に荷物が落下してきて、左肩と肘の損傷をした。	19～99	50
2	9～10	ミッション置場に於いて、出荷準備中の製品を台車に乗せようとした際、型枠となる治具が錆びていた為、台車と製品が貼りついていたので、力を込めて引っ張ったところ、腰部を痛め負傷した。	33～29	10
3	15～16	会社の前でトラックの積み下ろしをしているとき、風が吹いていたため荷物を支えていたが、その荷物が落下して腰を直撃して下敷きになった。	27～49	30
3	9～10	トラックの荷台より荷物をおろそうとしたところ、背中に激痛が発生した。	22～29	10
4	16～17	倉庫内で1個5kg～7kgの家電製品をダンボールに投入していた際、ダンボール投入の際に手首をひねるような動きもあり、休憩もはさみながらではあったが、同様の作業が続き、手首に炎症がみられた。	37～99	50
	11～	建材・足場シート・サイディング役物・仕上げ材・お引渡し品のいずれかのピックアップ作業を行っていた際に負傷したものと思われる。（詳しい原因は不明） 当日		1～

5	12	に痛みを感じたが、作業を継続し定時まで作業を行い帰宅した後、変形性腰椎症、腰部末梢神経障害と診断される。その後もしばらく痛みはあったが仕事を続けていたところ、痛みが増して休業となった。	61	9
5	21~ 22	施設内にて、1階24番シュートで飲料の積み込みをしていた時、右腕に引きつるような痛みを感じ受傷した。	32	300 ~ 499
6	10~ 11	梱包作業場にて、製品が入った段ボールを作業域を近くする為に移動させようとしたところ、2箱載っていた段ボールを1箱と勘違いし、段ボールの上部を押したことにより、上段の段ボールが不安定となり、バランスを崩して左手を段ボールについた際、左手を捻りそのまま転倒した。	72	100 ~ 299
7	10~11	当社作業所に於いて海上コンテナから荷物の取り出し作業中、階段状に積荷されている最上部にあるダンボール箱（50cm×60×90 約18kg）に入った商品（ハンガー）を取りに行き、商品を持って床に降りようとしたところ、積荷されていた最下部の商品が移動していたのに気付かず、足を踏み外し転倒する。その際、左手を床につき、捻ってしまい負傷したもの。	38	1~ 9
7	12~13	休憩から現場に戻る際に納品ドライバーの荷物を避ける際に足がもつれて転び、怪我をしてしまった。（左膝下切り傷）	53	50 ~ 99
7	14~15	商品在庫の保管場所での出庫作業をしていた。7段積みの最上段からダンボールを下ろそうとした時に誤って頭の上に落とした。	44	300 ~ 499
7	14~ 15	段ボール仕分け作業で、オリコンの4段目を積むため、10kgのオリコンケースを持ち上げたとき、腰痛が発生した。	19	100 ~ 299
9	10~ 11	定型外区域で、積込作業をしているときに、農業用マルチシート（1.2mの束、重さ14kg）を、カゴ車の奥に積み込もうとして、両手に抱えて持ち上げたところ、背中に痛みが生じて屈む姿勢ができなくなった。	36	50 ~ 99

9	10～ 11	被災者は箱出し作業中に移動するため体の向きを変えた際、足首を捻り捻挫した。	44	100 ～ 299
9	17～ 18	荷姿転換場で自動車部品のビニールを剥ぐ作業をしており、作業完了後の詰め替えた箱を腰をかがめた位置から頭部程度の位置まで持ち上げた際に、痛みを感じた。	44	50 ～ 99
10	10～ 11	当社構内において、搬入されて来たドラム缶に不具合を見つけ、ドラム缶（60×90cm）の上で不具合の補正をし、降りる際にバランスを崩し落下、腰を打撲した。股関節にヒビが入った。	69	10 ～ 29
10	9～ 10	倉庫内にて商品の補充作業中、4段式ラックの3段目に商品を格納すべきところを、誤って高さ860mmの4段目に格納した。その際、手を滑らせ商品が落下し被災者の胸に当たった。	64	50 ～ 99
11	14～ 15	集金のため、バイクで走行中、センターラインのない道路の対向車線側を走っていた車が停車したところに、不注意で衝突して転倒し、右足を負傷した。	69	100 ～ 299
11	9～ 10	部品センター内の受け入れエリアにおいて、15kg程度の製品をパレットからパレットへ移す際に持ち上げた時、腰に痛みを感じ、時間の経過と共に痛みが増してきた。	45	100 ～ 299
11	13～ 14	枠パレット上部の商品を取るため、1段目のパレットに足を掛けた際、足を滑らせ背中から転倒した。	59	10 ～ 29
11	17～ 18	プリンターのユニット部品が入った折り畳みコンテナを移動用の平台車へ載せ替える為、コンテナを地べたから持ち上げ平台車に乗っているコンテナの2段目に乗せようとした際、腰に激痛が走り蹲った。30分程度安静にし、歩行可能となり、帰宅後、受診した。腰部捻挫と診断を受ける。	38	10 ～ 29
11	8～9	パレットから商品（マットレス）を降ろし押していく際、踏み込むため右足へ力を入れたところ足が滑りふくらはぎに痛みを感じた。	45	50 ～

				99
12	16~17	販促品梱包作業場で、梱包作業に使用する、緩衝材入りの箱（縦51cm×横51cm×高さ72cm）を手に持ってラインの中に運ぼうとしたところ、ラインとの間の目測を誤り、函の左前とラインが接触し、はずみで後方に転倒した。転倒したときに右手を地面について負傷したものである。	50	100 ~ 299

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_11.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html)